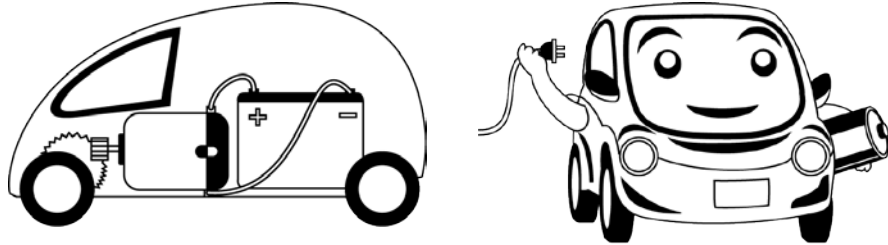


令和3年度

戸田市電気自動車等導入費補助金制度



環境への負荷が低い電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化対策の推進及び大気汚染防止に寄与することを目的とした補助制度です。

受付期間 (※)	導入着工予定日	実績報告書 提出期限
令和3年4月2日から 令和4年1月31日まで	令和3年4月16日から 令和4年2月28日まで	令和4年 2月28日

(※) 申請額の合計が予算額を超えた時点で受付終了となります。

(※) 車両登録、導入着工予定日の2週間前までに申請してください。

(※) 登録後、導入後の申請は、本補助金制度の対象外となります。

提出先及び問い合わせ先

戸田市環境課 環境政策担当 (市庁舎3階30番窓口)

TEL : 048-441-1800 (内線344・377)

FAX : 048-433-2200

Eメール : kankyo@city.toda.saitama.jp

受付時間 : 8:30~12:00, 13:00~17:15 (土日祝日及び年末年始を除く)

1. 対象者

- (1) 1年以上市内に住所を有する市民
 - (2) 1年以上市内で事業を行っている事業者
- ※いずれも市税を完納していること

2. 補助対象

1	電気自動車 (EV)	電池によって駆動する電動機を原動機とし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定されている4輪以上の自動車であり、自動車車検証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されており、かつ、リチウムイオン電池を搭載し、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を有する定格出力10kW以上の電気自動車用充電設備（以下「急速充電設備」という。）の利用が可能なもの
2	プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	エネルギー回生機能を有する4輪以上のハイブリッド自動車であり、外部からの充電が可能なもの
3	燃料電池自動車 (FCV)	水素と酸素を化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、発生した電気によって駆動する電動機を原動機とする自動車であり、自動車車検証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されているもの
4	据置型電気自動車等充給電設備 (V2H)	上記1～3までの自動車から住宅等へ電気を供給する機器のうち、住宅等の分電盤に連結する据置型のもの
5	可搬型外部給電器 (V2L)	上記1～3までの自動車から電力を取り出す機器のうち、可搬型のもので、かつ、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象の機器となっているもの

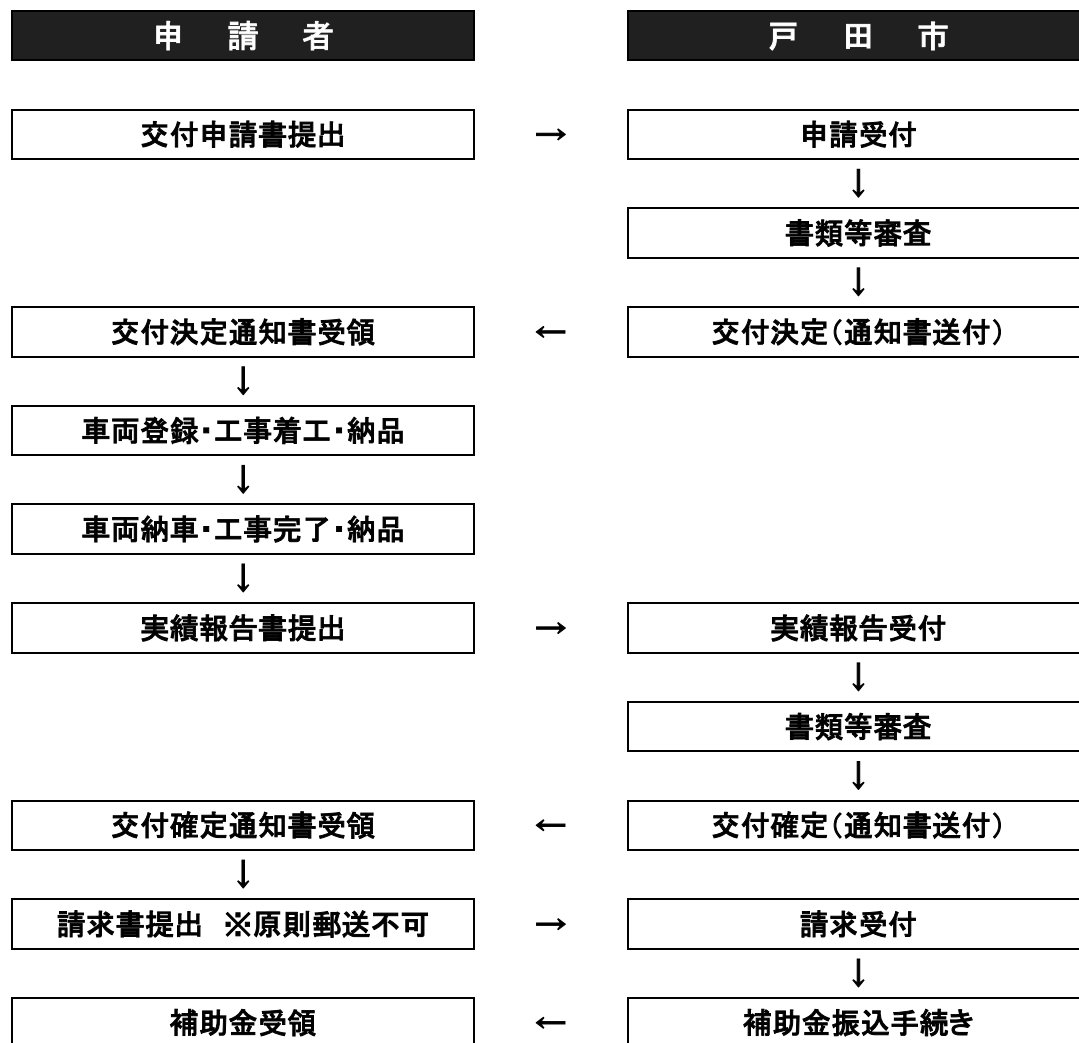
3. 補助額等

	補助対象	補助金の額	備考
1	電気自動車	15万円	1回の申請につき、1台まで
2	プラグインハイブリッド自動車	10万円	
3	燃料電池自動車	50万円	
4	据置型電気自動車等充給電設備	10万円	1回の申請につき、1設備まで
5	可搬型外部給電器	5万円	1回の申請につき、1設備まで

※1～3までの自動車については新たに初度登録するもので、自動車車検証の所有者又は使用者の名義が申請者となり、使用の本拠の位置が戸田市内となることを条件とする。

※1～3までのいずれかの自動車の導入に係る補助金の交付を受けた年度から4年度以内までの間に、再度これらの導入に係る補助金を受けようとする者、4～5に掲げる機器の導入について市の補助金を受け、同一年度内に再度同一の機器の導入に係る補助金を受けようとする者は補助対象外とする。

4. 申請手続きの流れ



※書類審査等で現地調査を行う場合があります。

5. 申請手続き

補助金の交付を受けようとする方は、申請受付期間内で、かつ自動車の車両登録又は据置型電気自動車等充給電設備の工事着工又は可搬型外部給電器の納品の2週間前までに次の申請時提出書類を提出してください。

なお、窓口で申請者（法人の場合を除く）の本人確認をさせていただくため、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。また、代理人が申請書類を提出する場合は、申請者の本人確認ができる書類の写しを持参してください。

- ①申請書作成の際には、記載例を必ず確認してください。
- ②申請書等の提出書類は必ず申請者本人が記入し、印鑑（スタンプ式不可）を押印してください。
- ③申請時提出書類は、原則申請者本人の名義（連名不可）となります。
- ④その他、追加の提出書類が必要となる場合があります。

6. 申請時提出書類

※書類は原則郵送不可ですが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができている場合にのみ、郵送でも提出可能です。郵送の場合、環境課に到着した日を受付日とします。また、申請者（法人の場合を除く）の本人確認ができる書類の写し（運転免許証、健康保険証など）を同封してください。

【共通】

- (1) 戸田市電気自動車等導入費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 導入費用が明記されている見積書等

※車名、型式、導入費用の内訳（車両本体価格、オプション価格や税金等諸費用などの内訳（充給電設備では機器費用や工事費用などの内訳））等の記載があるもの

- (3) 電気自動車等の規格が分かるカタログ等
- (4) 同意書（第2号様式）

【リース契約の場合】

- (5) リース契約書 ※リース期間が3年以上あること

【据置型電気自動車等充給電設備の場合】

- (6) 導入設置工事の場所を示す平面図（工事図面など）及び工事前の現地写真

7. 実績報告手続き

補助金の決定通知を受けた方は、電気自動車等の車両登録、納車（据置型電気自動車等充給電設備の場合は導入工事、可搬型外部給電器の場合は納品）の完了、対象経費の支払いが終了しましたら、実績報告書提出期限までに、次ページの「実績報告時提出書類」を揃え、提出してください。

- ①実績報告書を作成する際には、記載例を必ず確認してください。
- ②実績報告書等、提出書類は必ず申請者本人が記入し、申請書と同一の印鑑にて押印してください。
- ③その他、追加の提出書類が必要となる場合があります。
- ④実績報告書提出期限までに提出書類を提出されなかった場合、補助金が交付されない場合があります。

8. 実績報告時提出書類

※書類は原則郵送不可ですが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができている場合にのみ、郵送でも提出可能です。

【共通】

- (1) 戸田市電気自動車等導入実績報告書（第5号様式）
- (2) 電気自動車等の導入費用に係る領収書等とその内訳書の写し
※車両本体価格、オプション価格や税金等諸費用などの内訳（据置型電気自動車等充給電設備では機器費用や工事費用などの内訳、可搬型外部給電器では機器費用）が記載されているもの

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車の場合】

- (3) 自動車車検証の写し

【据置型電気自動車等充給電設備の場合】

- (4) 導入設置工事完了後の写真

【可搬型外部給電器の場合】

- (5) 納品後の機器の写真
- (6) 納品書

9. 交付請求手続き

補助金の確定通知を受けた方は、請求書を提出してください。

- ①振込先は、申請者名義の口座であることを確認してください。

- ②請求書は申請者本人が記入し、申請書等と同一の印鑑にて押印してください。
- ③請求書は、原則令和4年3月31日までに提出してください。なお、令和4年4月30日までに提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- ④書類は原則郵送不可のため、直接持参にて提出してください（代理人による提出は可）。

10. 注意事項

- ①電気自動車（プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を含む。）と据置型電気自動車等充給電設備（V2H）又は可搬型外部給電器（V2L）との同時導入は可能です。
- ②リースの場合、リースにて車両を導入する方が補助対象（申請者）となります。リース事業者を申請者とすることはできません。
- ③当補助金で申請対象としたものに対し、戸田市で行う別の補助金を受ける場合は補助対象外となります。戸田市以外が実施する補助金との併用は可能ですが、補助金等の収入額と補助金交付額の合計が補助対象経費（導入費用）を超えることはできません。
- ④提出書類作成にあたり不明点がある場合、事前に内容を確認することができますので、記入済み（押印前も可）の書類をメールにて送付してください。

【送信先メールアドレス】 kankyo@city.toda.saitama.jp

※添付ファイルは2メガまで

Q & A

①申請時に使用した印鑑がわからない、又は紛失した場合は。

⇒申請書等と照合いたしますので、お心当たりのある印鑑をご持参ください。
紛失の場合は別途ご相談ください。

②対象の導入（工事）の変更あるいは中止の場合は。

⇒導入（工事）の変更は、追加で書類を提出いただく場合がありますので、環境課へご相談ください。また、導入（工事）の中止の際には「取下書」をご提出ください（様式はホームページにてダウンロード可能）。

③申請は先着順か。

⇒先着順となります。複数件が同時に提出され、予算を超えた場合は原則抽選となり、残額によっては交付額が満額にならない場合があります。

その他、不明点は環境課へお問い合わせください。